2019年８月28日
中国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
（電気特定小売供給約款）

当社は，このたび，平成26年改正法附則第16条第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第７項の規定にもとづき届出を行なった電気特定小売供給約款（2019年10月１日実施）において，消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので，電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率，58（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額，附則５（料金についての特別措置）に定める口座振替割引額および料金前払割引額，ならびに附則８（消費税法の改正に伴う経過措置）に定める料金率，口座振替割引額および料金前払割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で，附則８（消費税法の改正に伴う経過措置）および別表２（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

（１）Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
１契約につき	104.50	9.50
電灯料金		
10ワットまでの１灯につき	66.76	6.07
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	110.45	10.04
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	199.97	18.18
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	288.42	26.22
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	466.39	42.40
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	233.76	21.25
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	228.91	20.81
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	373.09	33.92
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	187.11	17.01
従量電灯Ａ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	337.37	30.67
電力量料金		
15キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	20.79	1.89
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	27.47	2.50
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	29.59	2.69
従量電灯Ｂ		
基本料金		
契約容量１キロボルトアンペアにつき	407.00	37.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	18.10	1.65
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	24.19	2.20
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	26.06	2.37

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7.82	0.71
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15.64	1.42
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15.64	1.42
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	156.35	14.21
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	156.35	14.21
臨時電灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	514.47	46.77
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	32.53	2.96
臨時電灯Ｃ		
基本料金		
契約容量１キロボルトアンペアにつき	451.00	41.00
電力量料金		
１キロワット時につき	28.64	2.60
公衆街路灯Ａ		
需要家料金		
１契約につき	99.00	9.00
電灯料金		
10ワットまでの１灯につき	61.26	5.57
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	103.85	9.44
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	187.87	17.08
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	270.82	24.62
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	438.89	39.90
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	219.46	19.95
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	213.51	19.41
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	349.99	31.82
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	175.01	15.91
公衆街路灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	305.47	27.77
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	19.51	1.77
公衆街路灯Ｃ		
基本料金		
契約容量１キロボルトアンペアにつき	368.50	33.50
電力量料金		
１キロワット時につき	17.19	1.56
低圧電力		
基本料金	1,111.00	101.00
契約電力１キロワットにつき		
電力量料金		
１キロワット時につき		
夏季料金	15.04	1.37
その他季料金	13.75	1.25

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力１キロワット１日につき	197.09	17.92
従量制供給の場合		
電力量料金		
１キロワット時につき		
夏季料金	17.88	1.63
その他季料金	16.40	1.49
農事用電力Ａ（かんがい排水需要）		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき	770.00	70.00
電力量料金		
１キロワット時につき		
夏季料金	10.85	0.99
その他季料金	9.92	0.90
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
定額制供給の場合		
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	3,727.90	338.90
１キロワット	5,360.30	487.30
２キロワット	8,701.11	791.01
３キロワット	12,070.41	1,097.31
４キロワット	14,405.71	1,309.61
５キロワット	16,752.01	1,522.91
30日をこえる１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	34.87	3.17
１キロワット	52.55	4.78
２キロワット	115.80	10.53
３キロワット	176.94	16.09
４キロワット	245.61	22.33
５キロワット	311.06	28.28
農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
定額制供給の場合		
契約電力１キロワットにつき		
最初の30日まで	6,340.29	576.39
30日をこえる１日につき	211.34	19.21

（2）58（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金　　額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
架空配電設備の場合		
超過こう長１メートルにつき	3,520.00	320.00
地中配電設備の場合		
超過こう長１メートルにつき	28,050.00	2,550.00

（３）附則５（料金についての特別措置）に定める口座振替割引額

単　　位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１契約につき	55.00	5.00

（４）附則５（料金についての特別措置）に定める料金前払割引額

単　　位	料金前払割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１需給契約ごと１月につき	22.00	2.00

（５）附則８（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
１契約につき	102.60	7.60
電灯料金		
10ワットまでの１灯につき	65.55	4.86
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	108.45	8.04
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	196.32	14.53
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	283.17	20.97
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	457.92	33.93
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	229.50	16.99
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	224.76	16.66
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	366.30	27.13
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	183.72	13.62
従量電灯Ａ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	331.23	24.53
電力量料金		
15キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	20.40	1.50
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	26.96	1.99
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	29.04	2.14
従量電灯Ｂ		
基本料金		
契約容量１キロボルトアンペアにつき	399.60	29.60
電力量料金		
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	17.76	1.31
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	23.74	1.75
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	25.58	1.89

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7.68	0.57
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15.35	1.13
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15.35	1.13
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	153.51	11.37
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	153.51	11.37
臨時電灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	505.11	37.41
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	31.93	2.36
臨時電灯Ｃ		
基本料金		
契約容量１キロボルトアンペアにつき	442.80	32.80
電力量料金		
１キロワット時につき	28.11	2.07
公衆街路灯Ａ		
需要家料金		
１契約につき	97.20	7.20
電灯料金		
10ワットまでの１灯につき	60.15	4.46
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	101.97	7.56
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	184.44	13.65
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	265.89	19.69
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	430.92	31.93
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	215.46	15.95
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	209.64	15.54
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	343.62	25.45
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	171.84	12.74
公衆街路灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	299.91	22.21
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	19.15	1.41
公衆街路灯Ｃ		
基本料金		
契約容量１キロボルトアンペアにつき	361.80	26.80
電力量料金		
１キロワット時につき	16.87	1.24
低圧電力		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき	1,090.80	80.80
電力量料金		
１キロワット時につき		
夏季料金	14.75	1.08
その他季料金	13.49	0.99

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力１キロワット１日につき	193.50	14.33
従量制供給の場合		
電力量料金		
１キロワット時につき		
夏季料金	17.54	1.29
その他季料金	16.09	1.18
農事用電力Ａ（かんがい排水需要）		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき	756.00	56.00
電力量料金		
１キロワット時につき		
夏季料金	10.64	0.78
その他季料金	9.73	0.71
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
定額制供給の場合		
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	3,660.12	271.12
１キロワット	5,262.84	389.84
２キロワット	8,542.92	632.82
３キロワット	11,850.96	877.86
４キロワット	14,143.80	1,047.70
５キロワット	16,447.44	1,218.34
30日をこえる１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	34.24	2.54
１キロワット	51.60	3.83
２キロワット	113.69	8.42
３キロワット	173.72	12.87
４キロワット	241.14	17.86
５キロワット	305.40	22.62
農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
定額制供給の場合		
契約電力１キロワットにつき		
最初の30日まで	6,225.00	461.10
30日をこえる１日につき	207.51	15.38

（６）附則８（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める口座振替割引額

単　　位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１契約につき	54.00	4.00

（７）附則８（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金前払割引額

単　　位	料金前払割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１需給契約ごと１月につき	21.60	1.60

（８）附則８（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ　定額制供給の場合		
(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電　　灯		
10ワットまでの１灯につき	0.935	0.069
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1.871	0.139
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	3.742	0.277
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	5.613	0.416
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	9.354	0.693
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	4.677	0.346
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	2.794	0.207
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	5.588	0.414
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.794	0.207
(ﾛ) 臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.076	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.151	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.151	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1.508	0.112
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1.508	0.112
(ﾊ) 臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	1.584	0.117

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ﾆ) 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.396	0.029
１キロワット	0.792	0.059
２キロワット	1.584	0.117
３キロワット	2.376	0.176
４キロワット	3.169	0.235
５キロワット	3.960	0.293
(ﾎ) 農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
契約電力１キロワット１日につき	2.851	0.211
ロ　従量制供給の場合		
(ｲ) 従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	3.613	0.268
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	0.241	0.018
(ﾛ) (ｲ)以外の場合		
１キロワット時につき	0.241	0.018

（９）別表２（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ　定額制供給の場合		
(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電　　灯		
10ワットまでの１灯につき	0.953	0.087
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1.905	0.173
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	3.812	0.347
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	5.717	0.520
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	9.527	0.866
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	4.764	0.433
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	2.846	0.259
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	5.691	0.517
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.846	0.259
(ﾛ) 臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.077	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.154	0.014
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.154	0.014
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1.536	0.140
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1.536	0.140
(ﾊ) 臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	1.614	0.147

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
㈡ 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.404	0.037
１キロワット	0.806	0.073
２キロワット	1.614	0.147
３キロワット	2.420	0.220
４キロワット	3.227	0.293
５キロワット	4.034	0.367
㈢ 農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
契約電力１キロワット１日につき	2.904	0.264
ロ　従量制供給の場合		
㈠ 従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	3.680	0.335
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	0.245	0.022
㈡ ㈠以外の場合		
１キロワット時につき	0.245	0.022